低入札価格調査の流れ（フロー図）（委託：除草等案件）

公　表

↓

入　札　締　切 ← 応　札　者

調査基準価格を下回る金額で入札

※全員が調査基準価格以上で入札の場合は通常の審査の上、落札決定

↓

開　　札

↓

数値的判断基準値による審査（低入札１次調査）

※低入札価格のうち最も低い入札金額が、数値的判断基準値（原則として、数値的判断基準値＝調査基準価格）を下回る場合は、当該応札者の落札候補を取り消す。ただし、調査基準価格がＢの額であり、かつ、調査基準価格を下回る入札が３以上あるときは、Ａにより得られる額を数値的判断基準値とする。

契約検査課より落札候補者へ連絡 → 落札候補者

※　Ａ：雇用に伴う必要経費＋一般管理費等×30%

Ｂ：直接工事費×100%＋共通仮設費×100%＋現場管理費×30%＋一般管理費等×30%

↓

落札候補者は低入札価格調査書類を契約検査課の指定する期限までに契約検査課へ提出

↓

担当課及び契約検査課による書類審査及び調査 ⇄ 追加資料 → 落札候補者

↓

落札候補者に対する事情聴取（低入札２次調査）（必要時）

↓

建設工事等請負契約審査委員会において審査（必要時）

履行不可 → 次順位者を調査対象者とする（次順位者の入札価格が調査基準値未満の場合、）

履行可能

↓

落　札　者　決　定 → 契約手続連絡 → 落札者

↓

契　約 ← 落札者

契　約 → 大阪労働局

配置労務者賃金支払予定表に記載された情報の提供

↓

業務開始

↓

業務完了 ← 受注者

労務者賃金支払い状況報告書提出

※業務完了時に提出

（複数年度契約の場合は年度ごとに提出）